

議案第15号

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年守谷市条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年守谷市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

３ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
４ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」

を

「

３ 市長	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）による予防接種以外の予防接種（以下「法定外予防接種」という。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの
４ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
５ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第２中

「

３ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
４ 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）で	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	あつて規則で定めるもの	
5 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であつて規則で定めるもの

」

を
「

3 市長	法定外予防接種の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項に関する情報であつて規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの
		法定外予防接種の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
5 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

6 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの
-------------	---	--

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第15号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、予防接種法の改正に伴う予防接種事務のデジタル化に当たり、個人番号を利用して予防接種法に基づかない任意接種の事務を実施し、自治体による助成を行う場合は、独自利用事務として規定する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個

人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
別表第 1 （第 4 条関係） 【別記 1 参照】 別表第 2 （第 4 条関係） 【別記 3 参照】	別表第 1 （第 4 条関係） 【別記 2 参照】 別表第 2 （第 4 条関係） 【別記 4 参照】

【別記 1】

改 正

機関	事務
1 市長	(略)
2 市長	(略)
3 市長	<u>予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）による予防接種以外の予防接種（以下「法定外予防接種」という。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

【別記 2】

現 行

機関	事務
1 市長	(略)
2 市長	(略)
3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定め</u>

	<u>るもの</u>
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定め
	<u>るもの</u>

【別記 3】

改 正

機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	(略) ~~~~~ (略)
2 市長	(略)	(略) ~~~~~ (略)
3 市長	法定外予防接種の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	住民基本台帳法第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって

		<u>規則で定めるもの</u>
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		法定外予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの

【別記4】

現 行

機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	(略) ~~~~~ (略)
2 市長	(略)	(略) ~~~~~ (略)
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの